

# こんにちは！〈市議会報告 vol. 5〉

# 川本まさき です



御所市議会議員

**3月定例会**は3月9日から26日まで開かれ、すべての議案が可決されました。私は、緊急を要する新型コロナウイルス感染症対策と水道広域化問題の2点について質問しました。

## 新型コロナウイルス感染症対策

**(川本質問)**新型コロナウイルス感染症対策について、2月27日、安倍首相は突然、「3月2日から春休みに入るまで小中学校、特別支援学校に臨時休校を要請する」と表明しました。

感染拡大を防ぐために休校の措置を行うことはありえることですが、現場の先生方や教育委員会、自治体などが自ら判断し、保護者にも協力を求めるという手順で進めるべきで、全国一律の強制的なやり方に批判が続出しています。しかも、小中高校は休校しながら、保育所と学童については対象外としています。子どもたちへの感染拡大を防ぐという観点から、矛盾した対応となっていますが、御所市が設置者である小中学校の臨時休校に伴う子どもたちへのケアはどのようにされていますか。

また、約3週間、授業がなくなるわけですが、この補完や手当はどのようにお考えでしょうか。

**(教育長答弁)** 休校中、子どもたちには外出をひかえ、感染防止に努めるよう指導している。また、家庭学習として課題のプリントを配布し、生活状況の把握のため家庭訪問を行っている。さらに、インターネットを使って学習支援を行っている学校もあり、これを他の学校にも拡げているところ。未履修の学習内容については、新年度に補習授業を行う予定。

**(川本質問)**子どもたちに「外にでるな」という指導ですが、子どもには、学び、遊び、成長する権利があります。これを保障するうえで、どんなことをされていますか。

**(教育長答弁)** インターネットに「学び支援サイト」がある。これを活用してほしい。また、学年ごとの登校日を設けることも考えられる。

**(川本質問)**インターネットを使って学習支援というが、一体何人の子どもたちが享受できるのか。

**(教育長答弁)** ネット環境がないとできない。また、スマホでもできるが、すべてがそうはなっていない。

**(川本質問)**実際には、わずかな子どもたちには届かない。それで本当にやっていると言えるのか、疑問。文部科学大臣が設置者が学校を開くという判断をされれば、尊重すると述べているが、学校を開くという判断はないか。

**(教育長答弁)** 現時点では再開するということは考えていない。

**(川本質問)**とすれば、子どもたちの状況改善を先生まかせ、学校まかせにするのではなく教育委員会として、他にやるべきことがあると思うが、いかがか。

**(教育長答弁)** 学校との風通しはいいので、必要ならば共通してやっていく。

**(川本質問)**次に、市民の不安を解消し、健康を守るために、保健所や医療機関とどのように連携されていますか。相談窓口の電話番号や疑わしい場合の医療のかかり方、医療費公費負担の仕組み

などの情報を、どのように広報されていますか、お答えください。

**(理事者答弁)** 2月28日に「御所市新型コロナウイルス対策本部」を設置して、情報収集などを行っている。医師会、歯科医師会、薬剤師会も対策本部を設置して連携した対応をしてもらっている。広報については、「広報」4月号にて相談窓口をお知らせする。また、ホームページやラインでお知らせする。

**(川本質問)**「広報」4月号では遅い。もっと早くできないか。

**(理事者答弁)**指摘のとおり、確かに時間がかかっている。ただ、めまぐるしく状況が変わっているのが難しい面もあった。ホームページやラインでは1月下旬から周知している。

**(川本質問)**ホームページやラインはどれだけの市民が見ているというのか。広報車を走らせるなど何らかの方法を考えたい。さて、不安があるので、PCR検査を受けたいと思ったときはどうすればよいか。

**(理事者答弁)**まずは、かかりつけ医に電話してほしい。その中でどこに行ったかなどの会話を通じて、必要ならば、保健所に連絡して、検査を受けることになる。

**(川本質問)**今言われたことを市民のみなさんに知らせてください。正確な知識と情報の提供、その周知徹底が必要。

**(理事者答弁)**案内のチラシを作るなど広報に努めたい。

**(川本質問)**次に、市職員が安心して働けるようにするためにどのような措置が

講じられているか。総務省からは「出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱い」として「職員の柔軟な勤務態勢の確保とともに休暇の取得についての格段の配慮を求めると」という通知がありますが、どのようにお考えか。また、このことについて、臨時職員・嘱託職員の処遇についてもお答えください。

**(理事者答弁)**国と同様に、常勤、非常勤を問わず、職員またはその親族に発熱などの風邪症状がある場合、特別休暇の取得を認める。また、小中学校などの臨時休校に伴う子どもの世話をする必要がある場合も特別休暇を認める。

**(川本質問)**臨時職員が、新型コロナウイルス感染症に関して、自分の子どもの世話で休暇をとる場合も有給になるか。

**(理事者答弁)**特別休暇の対象になる。

**(川本質問)**労働基準法26条には「使用者の責めに帰すべき事由で休業した場合、平均賃金の60%の休業手当を支給しなければならない」とあります。休校は、政府や自治体側の都合なので、責任のない労働者が収入を失えば、家計を直撃します。今回の事例はまさにこれに該当するかと考えてよいか。

**(理事者答弁)**特別休暇に該当すれば、労働基準法26条が適用になる。



## 「御所市水道事業経営戦略」 について

(川本質問)この3月議会に参考資料として、水道事業の今後の経営戦略が発表された。それによると、「県水広域化に併せて県水施設を活用することにより、市の更新費用及び維持管理費用の低減を図り、施設の集約化・合理化を進めて経営健全化に努める」あるいは、「県営水道100%受水を進めるとともに、施設の統廃合、ダウンサイジングを更新事業と平行して進めていく」としている。

また、収益的収支の見直しでは、給水人口の減少と令和3年度以降、約2億円の協力がなくなり、支出が収入を上回ることから、令和3年を目途に料金改定を行う見直しとしている。そして、「計算上は約35%の改定が必要となるが、水道使用者の急激な負担増にならないよう、現実的・合理的に設定する」としているが、どれほどの値上げを予定しているか。

(市長答弁) 料金改定については、35%は葛城地区清掃事務組合からの協料金2億円がなくなることによる計算上の最大値。漏水調査を行って有収水量を上げる、料金徴収率を上げるなど、様々な努力をしていく。なお、県営水道の料金単価の見直しは令和2年度にあるので、その影響もある。また、広域企業団設立の関係もある。急激な場合は2段階に分けることも検討するが、令和3年度の施行を考えている。

(川本質問)市民は、安くて安全な水を供給してほしいという願いをもっている。特に、高額な水道料金は年金暮らしの高齢者にとって大きな負担になる。現時点

では県からの水道単価が示されていないので明確に上がる額を示せないというところだが、2段階に分けられても、直接上がるよりはましかもしれないが、痛い」とは痛い。「これでいいということにはならないと思うが。」

(市長答弁)水道料金は、市民生活に直結していることは指摘のとおり。一方で、水道事業を継続していくという観点から考えることも必要。料金を上げないことに越したことはないが、上げる場合は、少しでも負担が軽減できるような2段階方式も検討している。

(川本質問)次に、平成31年3月に奈良県が発表した「新県域水道ビジョン」とその後の見直しについて、当初の「新県域水道ビジョン」では、令和元年に県域水道一本化に係る協議会設置、令和2年に覚書締結、令和8年に経営統合、令和18年に事業統合を予定していましたが、その後の見直しで経営統合による企業団を設立し、これを可能な限り前倒して県域水道一本化を進める計画が持たれているとのことですが、現実はどうになっているか。

(水道局長答弁) 県域水道一本化の進捗については、前倒しになっている。令和2年に覚書締結、令和3年に一体化協議会、準備室の設置予定で進んでいる。

(川本質問)次に、県営水道100%受水となった時には、御所市水道局はどうなるか。浄水場がなくなると、「単に県水を買って売るだけ」という業務になるのか。浄水場がなくなれば、技術的に大きく後退し、断水や何かのトラブルがあっても対処できないということにならないか。

(水道局長答弁)100%受水は、広域企

業団設立後、令和8年度となる予定。その後も配水池設備、ポンプ設備、水道管路の維持管理、更新工事は市に残る。

(川本質問)運営が奈良県で単一の企業体になった時、現在の市内の指定業者という概念はなくなり、広域的な自由競争によって、結果として地元業者が排除されることはないか。

(水道局長答弁)断水事故など緊急対応で地元業者との連携、協力は必要不可欠。コスト縮減や品質確保に努めながら地元業者の育成や受注機会の確保について議論していく。

(川本質問)さらに、将来、施設は地方自治体が所有し、事業者としての責任も地方自治体が負担したまま、運営権を民間事業者に設定し、民間事業者が収益していく方式(いわゆるコンセッション方式)が導入されていくことはないか。そうならば、民間事業者の収益確保のために、経費削減や利用料金が高騰し、住民のための安くて安全な水が損なわれる恐れがある。また、ひとたび「コンセッション」の契約をすれば、民間事業者の情報は「企業秘密」として情報公開されず、地方議会でも料金が妥当かを議論することもできなくなる。そして、一般には契約は20年にわたり、途中解約すれば、民間事業者から損害賠償を請求される恐れがある。立ち止まって考える必要があるのではないか。

(市長答弁)平成30年11月の県議会において、荒井知事は、「水道事業は公的な責任でやるべき。民営化は考えていない」と答弁されている。また、28の参加市町村すべての意志を統一する必要がある、手続き上、非常に困難になっている。私も、水道については、民営化はなじまな

いと考えている。

(川本質問)水道の広域化と民営化について、民営化については反対だが、広域化について、市長はどのように考えていますか。

(市長答弁)広域化のメリットについては水道局長から話してもらった方がいいが、私は県の水道局は大きな基金を持っているので自治体にとってメリットになる。施設も合理的に使えるので広域化、企業団をつくることについては前向きに考えている。

(川本質問)この際、広域化のメリットについてお聞かせください。

(水道局長答弁)28市町村の中には奈良市のような中核市から我々のような零細な事業者まで様々参加している。技術発表会をしても全然違う。ICTなどの先端技術を駆使しているところと一緒にすることで技術格差を埋められる。また、人材育成もプロパー職員として採用するので専門職として育てることができる。

(川本質問)今述べられたことは私にはあまりメリットとも思えません。ICTを使った技術と言われたが、どういう技術を使おうと、我々は、安全安心で、安くて美味しい水が一番ありがたい。技術というのはそのためにこそあるので、それが目的化するのはおかしいでしょ。

(水道局長答弁)安全安心な水というのは一番の大事なことで、水源の監視もICTを使ってより安全性を増すことができる。

(川本質問)人材育成についても計画的に育成してこなかったのが一番大きな問題で、大きなところに行くところが保証されるというのは、全く幻想だと思っ

私は、水道は広域化になじまないと考えている。その理由は、①水は電気やガスに比べると圧倒的に重い。したがって、遠くに運ぶにはより多くのエネルギー(電気)が必要になる。②遠くに運ぶほど残留塩素管理がたいへんになる。③災害・事故による影響範囲が拡大するとともに復旧に時間を要する。こういう心配がある。むしろ、小規模ながら良質な水源を確保できる日本の地理的条件を生かせば、インシヤルコストやランニングコストを抑えた水道システムは可能だと思う。建設技術の進歩により、遠く離れた水源に水を求めることは可能になったが、そのコストは膨大なものになるし、健全な水循環とは言えません。ダムという大量消費のための投資を行ってきたが、結果として水あまりとなり、水道事業経営を苦しめている。

県営水道も2013年に供用開始した大滝ダムに水源を求めているが、これの建設費負担金が606億円で、毎年約11億円のダム使用権を55年間払い続けなければなりません。最近では水需要が減少し、収支が悪化している。これを食い止めるために水道を県営水道に一本化する、すなわち、市町村に買わせるということ。このように、県水一本化の戦略はたぶん県側の事情があるのではないか。

ところで、料金改定について市民のみなさんにどのように周知していくのか。

(水道局長答弁)漏水調査など、努力を重ねたうえで、令和2年度後半に説明会を行うようにする。